

報 道 資 料

平成28年12月26日
 総務部人事課
 0742-34-4821
 (ダイヤルイン)

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

(1)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
① リサイクル推進課主務 技能職員 堤 栄一郎	51	H28.12.26	停職6月	環境清美工場在職時に、重機の修理発注に際して、不適正な事務処理を行った	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
② 文化振興課主幹 技術職員 林 昭夫	57	H28.12.26	停職4月	環境清美工場在職時に、重機の修理発注に伴う契約事務において、入札に関する不適正な事務処理を行った	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号
③ 土地改良清美事務所主任 技術職員 大西 純一	50	H28.12.26	停職3月	環境清美工場在職時に、重機の修理発注に伴う契約事務において、入札に関する不適正な事務処理を行った	地方公務員法 第29条第1項 第1号及び第3号

(2)

所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
収集課主任 技能職員	58	H28.12.26	減給10分の1 2月	勤務時間中に職場を離脱し、職務専念の義務を怠り、職員服務規程に違背した	地方公務員法 第29条第1項 第1号、第2号及び 第3号